

## 昭和49年度公営住宅標準工事費

(建設省住建発第124号)  
昭和49年4月15日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第7条第4項及び第8条第5項の規定による昭和49年度の公営住宅の標準工事費、標準補修費及び標準宅地復旧費は、次のとおりとする。

### 第1 標準工事費等の構成

標準工事費、標準補修費及び標準宅地復旧費は、第2以下の規定により算出した工事費、補修に要する費用及び宅地の復旧に要する費用にそれぞれ附帯事務費を加えた額とする。

第2 公営住宅建設事業(公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第2条第1項第1号の事業をいう。以下同じ。)、災害公営住宅建設事業(公営住宅法施行規則第2条第1項第3号の事業をいう。以下同じ。)及び既設公営住宅復旧事業(公営住宅法施行規則第2条第1項第4号の事業をいう。以下同じ。)における工事費

公営住宅建設事業、災害公営住宅建設事業及び既設公営住宅復旧事業の工事費(以下「工事費」という)は、別表第1に掲げる種類別、構造別及び地区別の区分に従い、公営住宅の戸数に、それぞれの区分に属する1戸当たり工事費を乗じて得た額の合計額とする。

### 第3 工事費の特例

#### 1 1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満の場合

公営住宅の種類別及び構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合(量産公営住宅で、1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差が1戸当たり標準床面積の1パーセント以内の場合を除く)の工事費は、同表に掲げる1戸当たり工事費にその1戸当たり平均床面積を1戸当り標準床面積で除した数値を乗じて得た額を1戸当たり工事費として、第2の規定を適用するものとする。ただし、当該事業主体の建設する他の構造の公営住宅で、1戸当たり平均床面積が1戸当り標準床面積を超えるものがある場合において、建設大臣が特に必要と認めるときは、次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum \frac{B_i'}{B_i} \cdot C_i \cdot A_i$$

ただし、 $D > \sum C_i \cdot A_i$  のときは、 $\sum C_i \cdot A_i$  とする。

D : 工事費

$B_i$  : 別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積

$B_i'$  : 構造別ごと1戸当たり平均床面積

$C_i$  : 別表第1に掲げる1戸当たり工事費

$A_i$  : 構造別ごとの公営住宅の戸数

( $i$ は構造別を示す添字である。)

#### 2 団地が2以上の地区にまたがる場合

団地が別表第1に掲げる2以上の地区にまたがり、かつ、相当の面積が1戸当たり工事費の高い地区に属する場合においては、その団地の全域が1戸当たり工事費の高い地区に属するものとして、第2の規定を適用するものとする。

#### 3 工事費を増額する場合

第2の規定にかかわらず、次の一に該当する場合において、建設大臣が必要と認めるときは、工事費は、第2の規定により算出した額に、イ及びロにあっては1戸当たり1,000,000円以下、ハにあっては1件当たり10,000,000円以下、ニからチまでにあつては1戸当たり500,000円以下、リ及びヌにあっては1戸当たり1,000,000円以下で建設大臣が認定した額を加算した額とする。

イ 特殊基礎工事を行う場合。

ロ 量産公営住宅、農山漁村向公営住宅、心身障害者世帯向公営住宅及び同和向公営住宅で、種類別及び構造別ごとの1戸当たり平均床面積が実施上別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積を著しく超える場合

ハ 集会室を設ける場合

ニ 公共建築物、店舗等を併存する場合

ホ 試作住宅の工事を行う場合

ヘ 特殊屋外附帯工事を行う場合

ト ピロティ、屋上遊園等を設ける場合

チ 多雪寒冷地区(特別豪雪地帯を含む)において、雪害防除のために必要な工事を行う場合

リ 過年度に交付決定を受け、本年度以降に歳出分が残っている国庫債務負担行為を行った事業で、契約後12箇月以上経過した時点で貸金又は物価の変動のため工事請負契約を更改することにより工事請負契約額を増額した

別表第1 1戸当たり工事費一覧表  
(内地)

構造別	地区別	第 1 種		第 2 種	
		1戸当たり標準床面積	1戸当たり工事費	1戸当たり標準床面積	1戸当たり工事費
簡易耐火構造平家建	特別		千円 2,104		千円 1,998
	大都市	44.4	2,004	41.1	1,902
	多雪寒冷		1,952		1,854
	一般		1,906		1,809
	奄美		2,436		2,313
簡易耐火構造2階建	特別		2,524		2,421
	大都市	51.0	2,404	47.7	2,307
	多雪寒冷		2,350		2,256
	一般		2,292		2,199
	奄美		2,946		2,826
中層耐火構造	特別		3,350		3,234
	大都市	57.0	3,192	53.7	3,081
	多雪寒冷		3,134		3,027
	一般		3,036		2,931
	奄美		3,886		3,753
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	特別		4,204		4,095
	大都市	66.0	4,004	62.7	3,900
	多雪寒冷		3,908		3,804
	一般		3,804		3,705
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	特別		4,992		4,860
	大都市	66.0	4,754	62.7	4,629
	多雪寒冷		4,624		4,503
	一般		4,508		4,389
高層耐火構造 (地上階数12~14階)	特別		5,496		5,352
	大都市	66.0	5,234	62.7	5,097
	多雪寒冷		5,090		4,956
	一般		4,962		4,833

場合

ヌ その他特別の事情がある場合

4 北海道において石炭庫を設ける場合

北海道において、各戸に石炭庫を設ける場合においては、別表第1(北海道)に掲げる構造別ごとの1戸当たり工事費に102,000円(石炭庫の床面積が3.3㎡未満のときは、102,000円に当該石炭庫の床面積を3.3㎡で除した数値を乗じて得た額)を加えた額を1戸当たり工事費として、第2の規定を適用するものとする。

この場合において、石炭庫の床面積を控除した1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満のときは、石炭庫の床面積から当該床面積差を控除するものとする。

第4 既設公営住宅復旧事業における補修に要する費用及び宅地の復旧に要する費用

既設公営住宅復旧事業の補修に要する費用及び宅地の復旧に要する費用は、建設大臣が認定した額とする。

第5 附帯事務費

附帯事務費は、第2から第4までの規定により算出した公営住宅の種類別ごとの工事費、補修に要する費用又は宅地の復旧に要する費用に、別表第2の区分に従い同表に掲げる附帯事務費の算出割合を乗じて得た額とする。

第6 金額の整理

工事費、補修に要する費用、宅地の復旧に要する費用及び附帯事務費を第2から第5までの規定により算出するにあたっては、国の補助率が2分の1の場合にあっては2で、3分の2の場合にあっては3で、4分の3の場合にあっては4で、それぞれ割り切れる1,000円単位の額とし、端数は切り捨てるものとする。

(北海道)

構 造 別	地区別	第 1 種		第 2 種		
		1戸当 たり標 準床 面積	1戸当 たり工 事費	1戸当 たり標 準床 面積	1戸当 たり工 事費	
簡易耐火構造平家建	特 一般	46.0	2,300	42.7	2,190	
			2,170		2,067	
簡易耐火構造2階建	特 一般	52.6	2,696	49.3	2,592	
			2,560		2,463	
中層耐火構造	石炭庫付	特 一般	58.6	3,498	55.3	3,381
			3,332	3,222		
	暖房設備付	一般	57.0		3,442	53.7
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	石炭庫付	一 般	67.6	4,196	64.3	4,092
	暖房設備付		66.0	4,298		
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	石炭庫付	一 般	67.6	4,960	64.3	4,836
	暖房設備付		66.0	5,042		
高層耐火構造 (地上階数12~14階)	石炭庫付	一 般	67.6	5,460	64.3	5,322
	暖房設備付		66.0	5,530		

(沖縄)

構 造 別	第 1 種		第 2 種	
	1戸当 たり標 準床 面積	1戸当 たり工 事費	1戸当 たり標 準床 面積	1戸当 たり工 事費
中層耐火構造	57.0	3,651	53.7	3,440

地区区分

(内地)

地区別	地 域
特別地区	首都圏整備法の既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法による既成都市区域及び近郊整備区域、離島振興法による離島振興対策実施地域、豪雪地帯対策特別措置法による特別豪雪地帯
大都市地区	東京、大阪、埼玉、千葉、神奈川、静岡、愛知の1都1府5県(特別地区に該当する地域を除く。)；茨城、栃木、群馬の3県(首都圏整備法による都市開発区域に限る。)京都、滋賀、奈良、和歌山、三重の1府4県(近畿圏整備法による都市開発区域に限る。),岐阜、三重の2県(中部圏開発整備法による都市整備区域及び都市開発区域に限る。)兵庫県(特別地区及び多雪寒冷地区に該当する地域を除く。)
多雪寒冷地区	青森、岩手、秋田、山形、福島、長野、新潟、富山、石川、福井の10県(特別地区に該当する地域を除く。),宮城県、山梨県、岐阜県(高山市、郡山郡、益田郡、揖斐郡藤橋村、特別地区に該当する地域を除く大野郡及び吉城郡に限る。),滋賀県(坂田郡伊吹村、東浅井郡浅井町、伊香郡木之本町、同余呉村、高島郡マキノ町、同今津町及び同朽木村に限る。),京都府(福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、北桑田郡美山町、天田郡夜久野町、加佐郡、与謝郡、中郡、竹野郡及び熊野郡に限る。),兵庫県(豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡及び朝来郡和田町に限る。),鳥取県、島根県(浜田市、益田市、江津市、廻摩郡を除く。)
奄美地区	鹿児島県(名瀬郡及び大島郡に限る。)
一般地区	上記以外の地域

(北海道)

地区別	地 域
特別地区	離島振興法による離島振興対策実施地域
一般地区	上記以外の地域

別表第2

附帯事務費の算出割合

(1) 公営住宅建設事業  
(内地)

事業主体の当該事業における工事費の合計額	附帯事務費の算出割合
0 ～ 50,000千円	4.0%
50,001 ～ 110,000	3.8
110,001 ～ 170,000	3.6
170,001 ～ 260,000	3.4
260,001 ～ 400,000	3.2
400,001 ～ 600,000	3.0
600,001 ～ 850,000	2.8
850,001 ～ 1,250,000	2.6
1,250,001 ～ 2,000,000	2.4
2,000,001 ～ 3,400,000	2.2
3,400,001 ～ 7,800,000	2.0
7,800,001 ～ 16,000,000	1.8
16,000,001 ～ 26,000,000	1.6
26,000,001 ～	1.4

(北海道)

事業主体の当該事業における工事費の合計額	附帯事務費の算出割合	
	道	市町村
0 ～ 20,000千円	—	2.7%
20,001 ～ 55,000	—	2.5
55,001 ～	2.8%	2.3

(沖縄)

事業主体の当該事業における工事費の合計額	附帯事務費の算出割合	
	県	市町村
0 ～ 65,000千円	—	3.5%
65,001 ～ 120,000	—	3.1
120,001 ～ 260,000	—	2.7
260,001 ～ 780,000	—	2.3
780,001 ～	2.8%	1.9

(2) 災害公営住宅建設事業及び既設公営住宅復旧事業

事業主体の当該事業における工事費の合計額のかんにかかわらず附帯事務費の算出割合は2.5%とする。

昭和49年度公営住宅建設用地に対する  
地方債の標準単価

1. 1戸当り標準単価

(単位：千円/戸)

地区別	用地取得造成費	用地造成費
I	4,220	880
II	3,620	760
III	3,030	650
IV	2,430	530
V	1,810	400
VI	1,200	280
VII	910	220
VIII	760	190
IX	600	160

2. 地区区分  
(1) 市の部

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
北海道					札幌市 江別市	函館市、小樽市、釧路市、苫小牧市、亀田市	旭川市、室蘭市、帯広市、北見市、留萌市、稚内市	千歳市、登別市、恵庭市、滝川市、伊達市、網走市、根室市	夕張市、岩見沢市、芦別市、赤平市、深川市、名寄市、砂川市、士別市、釧路市、美唄市、三笠市、歌志内市
青森県					青森市 八戸市		黒石市、十和田市、三沢市、弘前市	五所川原市、むつ市	
岩手県					盛岡市	釜石市、宮古市	一関市、水沢市、大船渡市	花巻市	北上市、遠野市、陸前高田市、二戸市、久慈市、江刺市
宮城県			仙台市、塩釜市		石巻市、名取市、多賀城市、泉市	古川市、白石市、岩沼市、気仙沼市	角田市		
秋田県					秋田市	能代市、大館市	湯沢市、横手市、本荘市、	鹿角市	

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
秋田県							男鹿市、大曲市		
山形県					山形市、米沢市、酒田市、鶴岡市	天童市、新庄市、寒河江市、上山市	東根市、南陽市	村山市、尾花沢市、長井市	
福島県					福島市、郡山市	会津若松市、いわき市	白河市、喜多方市、須賀川市、相馬市、原町市、二本松市		
茨城県					水戸市、古河市、取手市、日立市、土浦市	石岡市、竜ヶ崎市、水海道市、勝田市、北茨城市、岩井市	下妻市、下館市、結城市、那珂湊市、常陸太田市、笠間市	高萩市	
栃木県					宇都宮市、小山市	足利市	黒磯市、栃木市、大田原市、佐野市、今市	鹿沼市、日光市	真岡市、矢板市
群馬県					高崎市、太田市	前橋市、制生市、伊勢崎市、渋川市、富岡市	沼田市、館林市、藤岡市		

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
埼玉 県		浦和市、川口市、大宮市、蕨市、与野市、草加市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市	川越市、所沢市、岩槻市、春日部市、狭山市、鴻巣市、蓮田市、上尾市、入間市、桶川市、北本市、富士見市、三郷市、越谷市、上福岡市、八潮市	熊谷市、飯能市、栗松山市、久喜市	行田市、秩父市、加須市、深谷市、羽生市		本庄市		
千葉 県		市川市、船橋市、松戸市、習志野市	千葉市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市	野田市、成田市、佐倉市、市原市	銚子市、木更津市、茂原市、君津市、富津市	東金市、八日市場市、鉾山	旭市	鴨川市	
東京 都	東京都港区、三武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市、保谷市	立川市、府中市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、田無市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城	昭島市、町田市、八王子市、福生市、東大和市、武蔵村山市	青梅市、秋川市					
神奈川 県		横浜市、川崎市	横浜須賀野市、平	三浦市、秦野					

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
神奈川 県		鎌倉市、藤沢市、逗子市	塚田市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、藤岡市	市、南足柄市					
新潟 県				新潟市	長岡市、三条市	上越市、柏崎市、新潟市、加茂市、新発田市、茂市	小千谷市、栃尾市、岡津市、燕三条市、白根市、糸魚川市、白根市、新井市、十日町市、五泉市		
富山 県					富山市、高岡市、新湊市		礪波市、小矢部市	魚津市、永見市、滑川市、黒部市	
石川 県				金沢市		輪島市、加賀市、松任市、珠洲市	七尾市、小松市、羽咋市		
福井 県					福井市	敦賀市、武生市、小浜市、鯖江市	勝山市、大野市		

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
山梨県					甲府市、富士吉田市、都留市	大月市、塩山市、山梨市		蓮崎市	
長野県						長野市、松本市、諏訪市、上田市、岡谷市	麻田市、茅野市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市	塩尻市、中野市、須坂市、佐久市、大町市	
岐阜県				岐阜市	大垣市、羽島市、各務原市	関市	多治見市、瑞浪市、土岐市、高山市、恵那市	美濃市、中津川市、美濃加茂市	
静岡県			静岡市、清水市、熱海市	浜松市	伊東市、沼津市、三島市、藤枝市、富士市	磐田市、御殿場市、裾野市、浜北市、島田市、下田市	富士宮市、天竜市、湖西市	掛川市	
愛知県			名古屋市	岡崎市、一宮市、碧南市、常滑市、江南市、東海市、豊明市、岩倉市	豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、大山市、小牧市、大府市	尾西市	豊川市、新城市		

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
愛知県					知多市、尾張旭市、高浜市				
三重県					桑名市	津市、鈴鹿市、松阪市、伊勢市	久居市、鳥羽市、上野市、龟山市、熊野市	名張市、尾鷲市	
滋賀県				大津市	彦根市、彦根市、草津市	彦根市、彦根市、守山市			
京都府	京都市	長岡京市	宇治市、向日市	城陽市	福知山市、舞鶴市	宮津市、龟岡市		綾部市	
大阪府	大阪市	吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、門真市、堺市、豊中市、池田市、入尾市、松原市、箕面市、藤井寺市、東大阪市、狛江市	岸和田市、泉大津市、富田林市、河内長野市、大東市、野市、大東市、柏原市、羽曳野市、高石市、西條野市、交野市	貝塚市、泉野市、和泉市、泉南市					
兵庫県	西宮市、芦屋市	神戸市、尼崎市、伊丹市、	明石市、川西市	姫路市、三田市	洲本市、相生市、赤穂市、	豊岡市、三木市	西脇市、宍野市	小野市、加西市	

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
兵庫 県		宝塚市			高砂市、加古川市				
奈良 県			奈良市、大和高田市、橿原市、生駒市	大和郡山市、天理市	桜井市、五条市、御所市				
和歌山 県			和歌山市	田辺市	海南市、橋本町、有田市、御坊市、新宮市				
鳥取 県					鳥取市	米子市、境港市	倉吉市		
島根 県					松江市	平田市、安来市、出雲市	大田市、益田市、江津市		
岡山 県				岡山市	倉敷市	津山市、玉野市、笠岡市	井原市、高梁市、総社市	備前市、新見市	
広島 県	広島市			呉市、福山市	三原市、尾道市、因島市、府中市	竹原市、大竹市	三次市	庄原市	
山口 県					下関市、徳山市、新南陽市	防府市、下松市、光市、岩国市	宇部市、山口市、萩市	小野田市、柳井市、長門市、美祿市	

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
徳島 県					徳島市、鳴門市	阿南市、小松島市			
香川 県				高松市	丸亀市、坂出市、観音寺市、善通寺市				
愛媛 県			松山市		今治市、八幡浜市、伊予三島市、西条市、新居浜市、川之江市	宇和島市、伊予市、大洲市、北条市、東予市			
高知 県					高知市	香戸市、土佐市、南国市、中村市、須崎市、土佐清水市	安芸市、宿毛市		
福岡 県					福岡市、北九州市、春日市、大野城市	久留米市、行橋市、筑紫野市、大川市、小郡市、八女市、甘木市、筑後市、直方市、大牟田市、中間市	飯塚市、柳川市、田川市、八女市、小郡市、甘木市	山田市	豊前市
佐賀 県						佐賀市	唐津市、鳥栖市、鹿島市、武雄市	多久市、伊万里市	



地区別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
長崎県			長崎市		佐世保市	島原市、諫早市	福江市、大村市	平戸市、松浦市	
熊本県					熊本市	八代市、人吉市、本渡市	山鹿市、菊池市、宇土市		
大分県			別府市		大分市、日田市、津久見市	臼杵市	中津市、宇佐市、豊後高田市、竹田市、佐伯市	杵築市	
宮崎県					延岡市	宮崎市	都城市、日南市、小林市、日向市、えびの市、串間市	西都市	
鹿児島県			鹿児島市		川内市、出水市	串木野市、阿久根市、指宿市	国分市、垂水市	鹿児島市、大口市、西之表市、加世田市、枕崎市	
沖縄県			那覇市		沖縄市、浦添市、宜野湾市	石川市	平良平、貝志川市	他は未定	

(2) 町村の部

地区別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
北海 道							札幌郡広島町 石狩郡石狩町	亀田郡七飯町 上磯郡上磯町 虻田郡倶知安町 岩内郡岩内町 白老郡白老町 有珠郡王将町 静内郡静内町 浦河郡浦河町 中川郡摩周町 河東郡喜良町	左記以外の町村
青 森 県								東津軽郡平内町 阿  郡 今別町 西津軽郡水道町 南津軽郡水道町 北津軽郡金木町 北津軽郡板柳町 阿  郡 鶴田町 上北郡天間林村 下北郡大畑町 二戸郡田子町 阿  郡 南郷町	左記以外の町村
岩 手 県								紫波郡都南村	左記以外の町村
宮 城 県							袋田郡村田町 阿  郡 柴田町 阿  郡 川崎町 阿  郡 大河原町 宮城郡亘理町 宮城郡亘理町 宮城郡利府町 宮城郡富谷町 玉造郡岩出山町 玉造郡鳴子町 栗田郡浦谷町	伊豆郡丸森町 亘理郡山元町 宮城郡七戸町 宮城郡七和町 加美郡中新田町 阿  郡 小野田町 阿  郡 一迫町 阿  郡 槻柱町 登米郡米山町 阿  郡 岩手町 阿  郡 石越町	左記以外の町村 左記以外の町村

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
宮城 県					遠田郡小牛田町 同 郡高滝水町 志田郡鹿島台町		南秋田郡八幡湯町 同 郡天王町 雄勝郡十文字町 仙北郡西仙北町	桃生郡河北町 同 郡六本町 牡鹿郡牡鹿町 本吉郡北山町 同 郡吹上町 同 郡志津川町	左記以外の町村
秋田 県								鹿角郡小坂町 南秋田郡 由利郡家形町 同 郡田利町 平鹿郡栲田町 仙北郡角館町	左記以外の町村
山形 県								東村山郡山辺町 同 郡中山町 西村山郡河北町 同 郡大北町 東田郡高島町 同 郡川内町 西田郡川内町 東田川郡金井町 西田川郡温海町	左記以外の町村
福島 県							伊達郡桑川町 同 郡川俣町 安達郡水窪町 田村郡三春町 同 郡小野町 西白河郡大吹町 東白河郡傍台町 河沼郡 双葉郡浪江町	伊達郡桑川町 同 郡川俣町 安達郡水窪町 田村郡三春町 同 郡小野町 西白河郡大吹町 東白河郡傍台町 河沼郡 双葉郡浪江町	左記以外の町村

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
福島 県						鹿島郡神橋町 同 郡清原町 北相馬郡盛代町 同 郡守谷町 郡教郡牛久町 筑前郡種市町		南会津郡田島町	左記以外の町村
茨城 県							東茨城郡大洗町 同 郡阿見町 稲敷郡潮来町 同 郡野田町	郡河郡瓜連町 行方郡麻生町 結城郡石下町 真壁郡真壁町	左記以外の町村
栃木 県							那須郡 下都賀郡壬生町 同 郡石碓町	下都賀郡野木町 河内郡河内町	左記以外の町村
群馬 県							多野郡新町 佐波郡玉村町 吾妻郡草津町 山田郡大間々町	甘楽郡甘楽町 群馬郡榛名町 利根郡水上町 邑楽郡大泉町 新田郡繁塚本町 佐波郡繁塚町 吾妻郡中之条町	左記以外の町村
埼玉 県							比企郡小川町 北埼玉郡北川里町 同 郡北川辺町 北埼玉郡大里村	秩父郡皆野町 同 郡玉川町 同 郡児玉町 大里郡寄岸町	左記以外の町村
千葉 県							東葛飾郡印旛町 同 郡本郷村 香取郡下総町	印旛郡八街町 香取郡神崎町 同 郡小見川町 同 郡多吉町 前総郡光町	左記以外の町村

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
千葉県							山武郡 大網白里町 夷隅郡岬町 安房郡千石町 同 郡富浦町		
東京都			西多摩郡羽村町	西多摩郡 日の出村 同 郡瑞穂村 同 郡五日市町			左記以外の町村		
神奈川県			三浦郡葉山町 高座郡綾瀬町 中郡大磯町 同 郡二宮町	高座郡葉山町 足柄上郡松田町 津久井郡城山町	足柄上郡中井町 同 郡大井町 同 郡岡成町 足柄下郡箱根町 同 郡真鶴町 同 郡河原町 愛甲郡愛川町	足柄上郡山北町		左記以外の町村	
新潟県						西蒲原郡越後村 中蒲原郡亀田町	北蒲原郡水原町 北魚沼郡小出町	東蒲原郡刈羽町 北魚沼郡川口町 蒲原郡津波町 西蒲原郡津波町 中蒲原郡 同 郡小須戸町 同 郡村松町 西蒲原郡巻町 同 郡吉田町	左記以外の町村
富山県						射水郡大内町	射水郡小杉町 中新川郡上市町 同 郡八尾町 東礪波郡福野町 同 郡城端町 色麻郡光町	射水郡下村 同 郡大島町 同 郡富中町 上新川郡大山町 同 郡大沢町 下新川郡入善町	左記以外の町村
石川県					石川郡野々市町	河北郡内灘町 同 郡砂町	能美郡根上町 同 郡飯田町 同 郡幸井町	河北郡津島町 同 郡高松町 同 郡七塚町	左記以外の町村

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
石川県							石川郡美川町 同 郡河内村 江沼郡山中町 鳳至郡能都町		
福井県							坂井郡金津町 丹生郡朝日町	坂井郡三國町 大飯郡高浜町 丹生郡清水町	左記以外の町村
山梨県					東八代郡石和町	南都留郡 河口湖町	中巨摩郡磐島町 同 郡甲斐町 同 郡八田村 同 郡柳形町 南巨摩郡津和野町 同 郡身延町 北都留郡 上野原町 西八代郡 市川大門町	中巨摩郡若菜町 同 郡玉葱町 同 郡芦安町 同 郡昭和町 北巨摩郡高根町 同 郡長坂町 同 郡及第町 南巨摩郡中島町 同 郡南都町 同 郡西沢町 南都留郡 山中湖村 東八代郡八代町 東山梨郡 春日井町 同 郡藤沢町	左記以外の町村
長野県					真狩郡下諏訪町 同 郡山ノ内町		下伊那郡那珂町 小県郡九子町 同 郡東部町 埴科郡戸倉町 南安曇郡龍岡町	下伊那郡那珂町 小県郡九子町 同 郡東部町 埴科郡戸倉町 南安曇郡龍岡町	左記以外の町村 上伊那郡野野原町 同 郡箕輪町 上高井郡 小布穂町 埴科郡坂城町





地区別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
鳥取県									
鳥取県					八東郡玉湯町 同 郡東出雲町	姪川郡大社町 同 郡斐川町 大原郡大東町		大原郡木次町 总務郡邑智町 鹿足郡六日市町 隠岐郡西郷町 磐石郡三刀屋町 邑智郡川本町	左記以外の町村
岡山県									左記以外の町村
広島県	安芸郡府中町 佐伯郡五日市町	安芸郡海田町 同 郡安芸町 同 郡船越町 佐伯郡廿日市町	安芸郡大野町 同 郡西条町 同 郡八本松町 同 郡八本松町	安芸郡大野町 同 郡坂町	安芸郡吉原町 同 郡大野町 同 郡島町 同 郡西条町 同 郡八本松町 同 郡八本松町	安芸郡熊野町 同 郡江田島町 同 郡佐伯町 同 郡歌家町 同 郡新市町 同 郡黒瀬町 同 郡高島町 同 郡水郷町 同 郡向島町	安芸郡甲田町 同 郡甲田町 同 郡向原町 同 郡八千代町 同 郡白木町 同 郡東野町 同 郡安芸津町 同 郡安芸津町 同 郡能美町 同 郡沖美町 同 郡大柳町 同 郡沼津町 同 郡深安町	左記以外の町村	

地区別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	
高知県		吾川郡伊野町					吾美郡 土佐山田町 高岡郡佐川町 幡多郡大方町		安芸郡田野町 同 郡安田町 香美郡野市町 高岡郡篠川町 同 郡越知町	左記以外の町村
福岡県		和屋郡大朝野町 同 郡相模町 同 郡新宮町 同 郡吉賀町 同 郡志免町				京都市都祁田町 茨城郡藤菜町 同 郡久山町 同 郡宇美町 同 郡水巻町 同 郡宮原町 同 郡遠賀町 早良郡早良町 宇佐郡福間町 三井郡北野町		宗像郡宗像町 同 郡玄海町 同 郡津屋崎町 遠賀郡岡垣町 同 郡三輪町 三井郡三井町 田川郡山崎町 山崎郡瀬高町 糸島郡前原町 山崎郡三輪町 朝倉郡杷木町 浮羽郡都吾井町	左記以外の町村	
佐賀県									佐賀郡諸富町 同 郡大和町 藤津郡藤野町 三葉郡基山町	左記以外の町村
長崎県							西彼杵郡時津町 同 郡香焼町 南松浦郡奈良尾町 同 郡藤ノ浦町 同 郡本町 同 郡石田町		西彼杵郡大浦戸町 同 郡伊王島町 同 郡多良見町 同 郡長谷町 同 郡高島町 南高来郡 千々石町 同 郡小浜町 同 郡北有馬町 同 郡愛野町 北松浦郡生月町 同 郡江迎町 下京郡美津島町	左記以外の町村

地区別 県別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	
熊本県							菊池郡大江町 同 郡浦水町 同 郡西会志町 同 郡八代郡藤町 同 郡宮原町		宇土郡三角町 鹿水郡楠木町 阿蘇郡阿蘇町 上益城郡犬部町 玉名郡長州町 同 郡袋井町	左記以外の町村
大分県							東国東郡国東町 大分郡共栄町 大分郡野津原町 北海郡郡 佐賀園町		東国東郡式波町 同 郡牟婁町 遠見郡日出町 大野郡大洞町 同 郡三重町	左記以外の町村
宮崎県						東諸県郡高岡町	宮崎郡佐土原町		宮崎郡清武町 西諸県郡高岡町 東諸県郡高岡町 先鋒郡新富町 同 郡高輪町 築臼村諸門川町 同 郡 東郷町 南郷郡都香穂町	左記以外の町村
鹿児島県						大島郡瀬戸内町	日高郡伊集院町 薩摩郡宮之城町 結城郡加治木町 同 郡始良町		給島郡蒲生町 同 郡集入町 曾於郡志布志町	左記以外の町村
沖縄県					中頭郡西原村 島尻郡与那原町	中頭郡嘉手納村 同 郡北谷村				他は未定